





Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



為堯愚言卷之三十九

更始第四

百官

任賀小臣源内辟國陸上疏

今乃世朝廷此百官既見ふに悉く戦國軍中乃職名を以てて古平制禮
 の官名に非を所謂馬上に得て馬を以て守りてふ道に述てて上は為に
 遺憾を以て能くはとれ既に治平二百餘年此今將と一旦に更始維新
 治を以て雅に治りて去は見當の大概順帳役人付帳を以て上に掲げ出書
 其の何官にあり附不日職何をもて是は幾箇に分ち今此掛分とて臣
 の達白を以て候ふは如何なれ職名を勤むるに之許はるを便利なる
 今此世朝廷内外郊野幾分の日官名を数ふに上を洒落より下を
 下下男に以て總計三百八十九の内布衣以上九十九以上百四十



二百六冠名萬種に其尾名ハ浩老代家衆者中番頭支配目付
居守奉行附組民人小姓御役戸人土師方匠工官等預世官用を元
定下奉行下役下番與頭世役後改侍押掃格並習共の同に元後役
書役國人乘寄馬飼坊之同朋仲百小人小官使台尺下下男荒子與
昇諸者無役小普信宗令の七千に過さん七千の内位に古名役法吏役布
衣役兩番以上目見以下目見以下の六等以下は七十尾名百八十
九職六等位を以て日本の古ハ親父今 皇朝の官位に拘りせ給り凡聖
人制化の周官に依るるを如維新しむひ大名級は月のもの法吏役は年
左吏布衣下下吏兩番以上上士目見以下中士目見以下下士
席以上之庶士以下之吏務御職ハ年白衣ハ徒物格ハ職と定め 皇朝
叙封ハ獨り應命封ふ用ひ祿ハ身に付給に付職孝ハ七十名の内ハ二百十

九を重言百十九の内ハ今の地をさう如く臣建白を以て承り六卿
六府に分ち文武に列し朝廷郊野畿外を分ち後宮東宮庶子内官を別せ
らるハ 當代ハる香蓮懺せし謂し之を官吏の尊卑を分ち簿籍
た大概唯と云ふ心得の事ハ 國家の典常たるべき物の梗概無明に
ハ何うとも敢くハ大概なるハ微細ハ次序を定め右遷左遷を明に
乃精勤必勤め大業ハ少以を叙し官ハ卑官或屬し卑官ハ高官に屬せ
しハ高ハ少く卑ハ多くハ屬せらるハ唐クを屬せしむるハ倭ハ少くを屬
今百官或議は右常と次屬を分ち清老若を始め諸奉行法吏役法書
物頭也屬せらるハ諸掾尉吏配向下奉行下役下番諸御代法張子法目
心法ハ代名也

一曰七十尾名 文職墨武職朱文武兼紫國相青朝廷黃園野外墨園
畿外朱園

大にせりて官初由俊成して府文官の職武官の叙も由職の官國相の
申付るとして入平にむらむく命をいきて、文官入者も文を右し武を左し武職の
者も武を右し文を左し並帯の者も両にたりし砥礪をりたる下世の如人の
る後乃職等混雜をるとせり各已に任在り明文を重んじて武守を詳し用
を并し忠勤を勵むるに
中二六府の治を通鑑むるといへ、今幸ひ家宰六卿の如し清老并三人を考
まされ、其中一老乃人家宰の職に任し天下の治めを掌り、今武家治れば
武家たる者も支配し武事の威烈をさるとは、治火を掌り、大日馬を領し
余五府の總方たりし二老人の大日迄の職に任し天下に邦教を掌り人の衆
を安んじ、教候を傳へ、教に服せしは此世の民も若く支配し治教の職に居り
邦倉を掌りし一老人の大日迄の職に任し邦事を掌り人の五を多し多抄中

王を侍りて事成さばは是民の才候なり治火の職に居りて其の官吏を屬し
邦事たりて居り且古伯高司守めり天下の水石を掌りて好む治水の職を領
ち治水の治水の水官せりても一老人の大日迄の職に任し邦事を掌り人の高候
多し訟を獄せり高金の官候は高く治火金の高も秋官の頭たりて高民よりを
支配し治金の職に居りて其の道を忠良を屬し邦用を利し大帝より下且刑を即ち
を屬し其にも物忌の民刑候れ人を隸し日迄に是る若使せむらむを掌りて下
は府大宗伯入一信正のりたる若く今入寺社なりは、宗廟祭祀に職をさし以て
る考候也、高く此洲の用入上汗老并格に擢ち大宗伯の職に任し邦事を掌り
天神地祇人鬼の禮を掌りし民巫祝僧尼より凡百民のふたる遠遊列島民を
支配し禮を地を統むる者たりし治火の職に居りて其の道を忠良を屬し邦事を
を掌り此は各府の正官分を掌りて今これ老人等其周禮の正官也、日迄に是る

尚る少の冠少の室れぬ式位たり下今乃三有のそ美盛乃中の官れはと
重更死乃分八宰夫婦師軍日了士師匠師れぬ政官たりへくそ下に属する
岩敷とちの輔とちの務とちの府使罪位とちの正官とちの徒隸とちの九等十等に属
級を設けつるは公府の治通統を謂たり又今の布衣以上の政れぬ兩番の正
敷れぬ正の輔入ぬ中自見ゆは務れとく上下の府史のぬ羽織袴白布の
罪位れぬ

才三朝野を分別するを謂は朝廷に職事を有るは河の邸外に服するは正
紫外に述職するは河又表れ周を願くそ更成と分るせられは若れを謂
たり

才四三新國相を名列するを謂は清和九年九清彦俊乃三宮一ツ格計田格田安
清水乃三附名を及しは方と附乃三同人は是ゆ決り新國古は陪名官名直は

別多ゆは自出改めたるは古き日本も后宮をたや漢も太子に大傳
洗馬養事与は官號なり國相は漢の曹参の齊王の相なり賈誼は長沙の
傳たり次は太公の家令は稱し皆朝廷に官名と混雜せん今ハ西元は清和九年
老中乃三奉ると云す三師も日月と云路多く是卑貴賤の別
なく甚く不便也然くは今清和九年は少卿と云は三師に於て也卿と
少卿定年外は代名と云は都府の地方役と少卿定年外は代名と云は少卿の
老中ハ少卿と稱し是も少卿ハ清和九年は少卿と云は少卿の
内宮乃三人は東宮は諸王公と関見する如く少卿に少卿と云は
た少卿に少卿と云は少卿を存するや左傳をるに天子に日官は諸侯に日卿
たりと稱し朝廷と少卿と云は少卿を存するや左傳をるに天子に日官は諸侯に日卿
才五三卑を辨明するは謂はるは大概は少卿は法名其は少卿を辨明

一可也。是乃一其法。たは今これと社祚姿なるも。地居地多を以て割せらる。是乃一也。
友人の早、その人の祿の多、少、爵入、貴、賤、職入、上下、の係を、世も古より大、小、の別
を後、の別、大、小、の別、せらる。君子、上に在り、不肖、下に在り、治、朝、入、通、也。たは大、地
に、右、大、祿、を、得、大、地、を、得、其、爵、を、換、け、大、才、を、上、職、を、伴、上、職、は、右、官、と、職
は、卑、官、と、下、に、是、を、以、て、名、を、と、上、に、居、る、不、肖、者、を、下、に、安、り、む、ま、則、陳、已、定
る、と、云、は、是、也。今、此、る、者、早、既、に、定、ま、れ、其、年、尚、ら、は、り、者、一、二、を、論、せ、ん、
は、終、に、其、職、也。西、番、一、衛、士、也。而、多、を、此、後、に、有、者、以、下、と、遂、の、卑、官、と、せ、
れ、り、昔、の、形、な、り、し、也。松、下、松、本、の、一、萬、石、金、銀、領、と、は、終、に、成、り、と、す、り、又、少
人、の、後、乃、早、天、淵、なり、も、其、長、ら、少、人、の、部、と、は、終、に、成、り、後、乃、終、に、部、代、官
職、也。此、後、色、匠、の、僅、に、田、獵、の、法、也。而、多、に、此、後、色、匠、の、大、に、起、り、此、後、乃、大、職
也。画、工、画、師、の、技、職、也。而、多、に、画、師、画、師、の、日、月、は、使、書、寫、此、上、に、實、出、止、り、る、也、

謂、事、每、た、早、を、付、り、不、是、乃、法、不、法、也。此、乃、位、の、布、衣、也。而、日、月、は、使、書、寫、り、
事、と、謂、なる、人、を、れ、は、は、稷、官、也。是、乃、官、職、也。如、く、稷、官、を、論、せ、ん、官、職、を、論、
せ、ん、一、た、は、右、官、は、右、書、官、を、付、り、是、を、以、て、此、れ、と、其、の、動、詞、に、又、輕、く、而、成
見、り、に、一、階、を、論、せ、ん、は、此、乃、見、り、に、此、乃、此、後、乃、僅、早、也。乃、危、人、也。亦、亦、亦、
人、乃、早、也、

祖宗草創、其、清、馬、の、右、右、に、危、後、一、なり、此、乃、右、官、也。存、職、は、追、代、を、名、に、
代、官、也。或、は、陪、臣、也、と、云、民、百、姓、の、世、に、代、入、に、此、乃、其、乃、此、後、乃、使、書、寫、り、
而、や、め、し、官、後、を、名、に、臣、等、に、也、
清、史、記、の、以、時、此、日、見、り、に、是、を、以、て、唐、山、月、白、帷、子、許、され、は、右、官、の、附、も、特、り、
許、され、た、是、今、も、若、く、一、此、乃、使、書、寫、り、元、を、と、右、官、を、許、され、は、此、乃、
若、く、一、右、官、の、同、類、の、若、く、一、右、官、を、許、され、は、今、も、右、官、の、若、く、一、右、

番方考の後人の不詳ハ大番中十人に不出さる也凡れ何處に兵ハ必官より下
付りてハ三命此車馬に及ぶるを以て之を以て官也云ハ伊勢若狭の院此
普法殿等より考へて其初めたり此等ハ頗る大槪噴出りたりしに
其らより一時に可なり或代り官大成れ 淨世を稱へたり

才官名は雅古に在ると謂ふ今此百官名は古若く職事に絶てハ此後
之を雅別に更なり一代の官名將末に流し後昆し其正なりたり此人皆
任せり官名は之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
輕く官名も亦其後持にちんたり此侍次之番より此概行なり此官より
此天守番と既に官名を官界に拘りたり此流石之流石之流石之流石之流石之
立派なる間(吾々)切程に官名を更路しむるに之を以て今此流石之國老
若く古の三公三孤なり定職せむハ大御大保大傳少師少傅少保名を命

ト云はれハ公卿也一冢宰大日迄大守大日馬大日寇大日室名を命一系
勲下目代ハ延安元名付大坂中城代ハ大然名名ハ曲名諸名ハ護軍名名
者唐ハ福者妻ハ布と禁裏ハ聞ハ之を以て今此相見に此ハ流石大名共に
奏者阿は佛く且其也三名若雍徹是之也孰不可是之謂ハ見也
手名ハ少老或ハ少中又ハ少老名付小宰少日迄中宗御少日少日寇少日室
名を命一淨例の淨例ハ納言御例ハ中老侍大坂少老唐ハ大坂成
長尉寺社名付ハ大現廷尉強尉淨傳代ハ強博若智御見在ハ御見在
或ハ少中守居ハ宮云大以善政ハ散騎若尉或ハ甲子授尉又ハ少時授尉
此善院善院ハ中京將或ハ京中令ハ少姓但善政ハ少流石若尉或ハ雲騎尉
村大善政ハ國子祭酒法水勅書支記ハ法水家日少一初計日務田安家名
家令法水少一博士日少一監察少一使所名付ハ之平而平或ハ大市少一勅書

旅府使晉尼三十三日傳を用ひて之無く是所の長幼殺威も前同
才一にありて百官乃其う周密郁々乎たりと謂たり是に於て百官乃
事に遺憾せりとせり

爲堯思言卷之三十九

爲堯思言卷之四

更始第五

禮樂

禮者體也人體有是は禮有り樂ハ樂也人心有是は禮出り樂ハ天ノ
如く禮ハ地如く陰陽表裏に解と相解るは人誰々天地間に
立有る者何ん今人體有て人禮有る人に此を故に詩に相見乃
刑有り禮に踴躍乃戒有り今人心有て人樂せん人に此を故に記ノ
移風易俗乃刑あり古ハ國家を治るは是れ禮を興正を
專習と後世方に禮は人君乃體にあらず樂ハ人君乃心に好むれば何
とたは禮ハ人欲を防制樂ハ人淫を閑居を止む也古に全禮全
樂ハ二帝三王乃世にゆく秦漢以降ハ又見るを世一是を人君の體に安

即ち人君の心に好まざる所あるを去る也左も入り物を臣思今の世に及
んて禮を制し玉へ樂を作り玉へと勅めざる誠に事法に味く如く禮
禮樂を令く去るは國家を長久に傳ふる若天地開闢以來を去るは
去は先王の全禮全樂にちかき今に相違はるは古禮の去るを義起
二十金等入人たりと其中に去るは國祚を維持するの金綱は上
等なりと名を礼の前漢を解ゆるは諸書筐に實ち衆口金枝
猶人も厭つたたと全き者に去るは叔孫通李延年の以るは去り
とも興されんは多しは漢祖を今日皇帝の尊を知らく如く去るは
たり且今の時入如くは強姦延年の時より興しおれ祿とせり廿七歳は
古語する有りと禮樂興るは云り今況に承平古語入年より去る
たり文物昌んたり入るは如く去るは禮は俗の俗の義より起るは云り

日本入今俗より去るは先王の古義に在り我一代の禮樂を制作し
我國を長久に傳へ玉へ堂々として去るは夫禮に二義あり大如
るは典禮也一少如るは曲礼と曲禮は儀禮と謂典禮は禮記
と云今入周禮も去るは儀禮も今に禮記儀禮に載たり周禮三
百六十官故に禮儀三百也儀禮禮記數萬言も去るは去る故に
威儀三千と稱也威儀は一家の四子倫入人の體禮也禮儀は一天
乃由六部の去入官禮也威儀を張るは人に教へ禮儀を朝廷の
官に訓せは何事入せり卒ち去るは去る國の治るは去る
孔子曰能以禮讓为国乎何有又曰若以信齊以禮民其取
且格と去るは今禮を興んと去るは三百三十八の禮記を去るは日本
也入俗禮を潤と去るは先王の太平を去るは時雍を去るは去る孔子

曰非天子不議禮不制度之況乎臣之令乎臣之微言在茲以水不火亦
よりや 上は既に振會帝振振振振に在りや 上乃思ふと亦の塗
乃たはと入忠誠におもく相振一林大皇領以下世入鴻儒大皇の絶る
者も命一をもて相振一も少なり尤も我ハ則國の鴻儒碩生は
論物くもく得失暇にたまは臣又もた教皇を只此篇の上三千金篇
に應ふも臣の中下第のる富強ののに余一と竟辭入君と稱せらる
中興の事と仰るは天下を長久にあん一國の家をせむるは傳(臣)の信萬
思忠入言は此中に措れ不謂國の家を圖る入上第にありも少なりと
幼女奉ふ更始維新の事と事の上をいひて上臨耳

為堯思言卷之三十四





